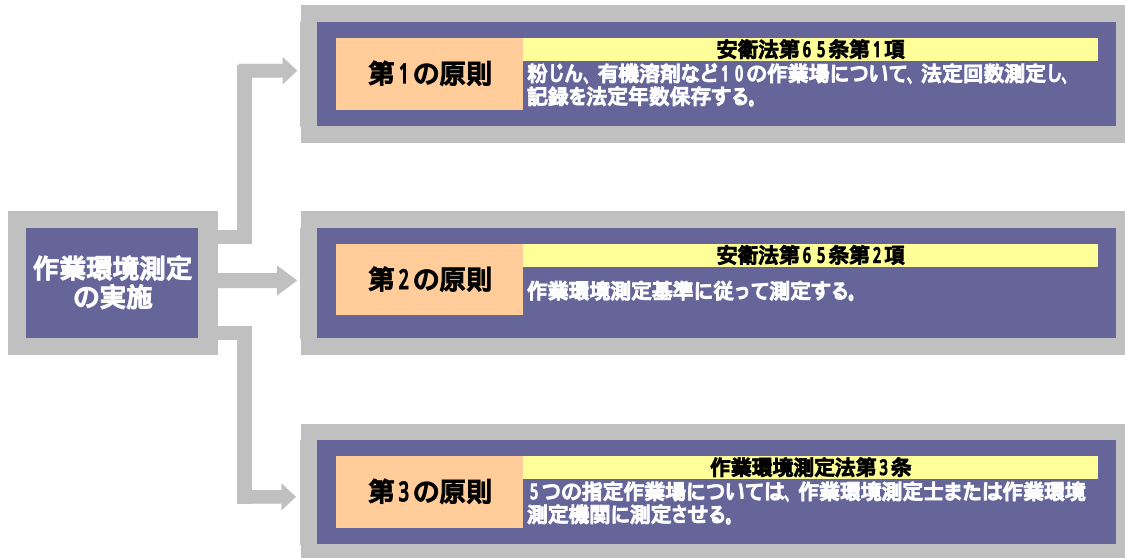


# 作業環境測定の実施



## 作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場			測定		
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条)	関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年	
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じんの濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度およびふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3 著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590・591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
4 坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3
	ロ 28 を超える作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3
	ハ 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3
5 中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務用の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および炭酸ガスの含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3	
6 行放う射線作業場を	イ 放射線業務を行なう管理区域	電離則54条	外部放射線による線当量率	1月以内ごとに1回	5
	㊦ 放射性物質を取り扱う作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
	ハ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場				
特定化学物質等(第1類物質または第2類物質)を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則36条	第1類物質または第2類物質の空気中の濃度	6月以内ごとに1回	3 <small>(特定の物については30年間)</small>	
一定の鉛作業を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	
9 酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1類酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度	6月以内ごとに1回	3	
		第2類酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前ごと	3	
第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	

注) 表中の 印は指定作業場を、 印は作業環境測定基準の適用される作業場。

作業環境測定に関するご相談は

株式会社アイテックリサーチ TEL0568-41-6226 FAX0568-41-6276  
〒485-0828 愛知県小牧市大字小松寺字上仲田634番地の1